

います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

審査に当たって担当所長より説明を受けました。

今回の条例改正は現行の

児童育成手当の充実を図るため、支給額をそれぞれ引き上げようとするもので、これには国及び都の制度があるが、都の制度は国の制度の適用外の方々に対し、都の財源でもって条例により支給しようとするものであります。又、現在の本条例の対象者は

育成手当二百七十六名、障害手当三十三名、特別手当十三名で、これらの方々に十月分の手当から引き上げて支給しようとするものであるとの説明の後、質疑に入りました。

各委員から、この支給額への市予算による上積みについて、支給要件の所得制限について、特別手当は国と都の分を両方支給されるのか、国が都の制度を追いかけているようだが、——との質疑に対しまして、この育成手当については都の予算であり、都では市町村の上積みはやめてほしい旨の要望が強く、又現況では無理であります。所得制限につ

いては、扶養親族のいない場合控除後の額が百九十六万六千円、扶養家族四人の場合二百八十四万六千円である。特別手当は国の制度ではこれ一本であり、育成手当、障害手当はない。又、国の制度は日本国民に限られ外国人には適用されないで、それを救うために本条例が設けられている。それに育成手当、障害手当も国が実施すれば都はやめることと思う等の答弁がありました。採決の結果全会一致をもって本件を原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださるようお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百一十

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第九十三号福生

市児童育成手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第九十四号福生市老人福祉手当条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

審査に当たって担当所長より、本条例は満六十五歳以上の寝たきりの老人に対し、現行月額七千五百円を一千円増額いたし八千五百円にしようとするもので、当該者は現在五十名である。これを十月分より引き上げた額を支給しようとするものであるとの説明がされ、採決の結果全会一致でもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださるようお願いいたしまして、簡単であります。加補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、討論を省略し委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出された。この動議も提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号福生市

老人福祉手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第四議案第九十五号福生市重度心身障害者福祉手当

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を

お願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

まず担当所長より説明を求めました。

本議案は現在の支給額月額五千円を五千五百円に改め、十月分より支給しようとするもので、この該当者は身障の場合二級以上、精薄の場合は中度以上で約九十名いるが、すべて都の財源で行うものである。なおこれには所得制限があるが、当市では所得制限に該当する方には別の条例でもって救済している等の内容説明が行われた後、質疑に入り、質疑に疑いにおいては、所得制限及び該当者中の所得制限を受ける者の数について行われ、その答弁として扶養家族のない場合二百十九万四千円、扶養家族四人の場合三百十一万二千円である。なお所得制限を受けている人は八名いる等の質疑応答の後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願いいたしました。説明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号福生

市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第九十六号福生市災害予慰金の支給及び災

害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足説明を申し上げます。

審査に先立って担当所長より説明を求めました。本条例は災害予慰金の額の引き上げ及び災害援護資金の貸付けの限度額を引き上げようとするものであり、本会議二日目と同一の詳細な説明がなされた後、質疑に入りました。質疑においては、災害援護資金貸付けの返済期限について、又法的には六十歳以上が

被害を受けた場合、災害救助法の対象となるというがそのワウの拡大について、又国の施策だけでなく、市独自で条件を緩和し、別に方法を設けることによって、その細かい生きた条例にすべきだ、六十戸以上の被害でなくとも災害を受けて食べるのに困る人が出た場合の処置について等、活発な質疑がなされました。これに対し答弁として、災害援護資金の返還期間は十年であるが、据え置き期間が三年あり、利息は年三％である。対象ワウの拡大については確かに御指摘のことはよくわかりますが、一概にはその制度もなかなか受けられないわけでありますので、規定以下の被害の場合には、その都度議会に協議し、解決したいと考えます。又、市で別途条例を設けることについては、前に若葉保育園の焼失の際、市から見舞金として百万円贈っている。これは保育園として特殊事情もあったと思う。この点についてもやはりその都度議会に諮って決めていくのが妥当だと思う。災害により食ていけないときには生活保護法を適用すべきであると思う。これらの質疑に答の後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださるようお願いいたしまして、説明と

いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、討論を省略し委員
会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員
会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり
決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第九十六号福生

市災害予慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第六議案第九十七号福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

御指名をいただきましたので報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

この条例の改正内容は、融資限度額の引き上げさらに実態に即した保証人の資格要件の改正等を行うとするもので、現今の経済情勢等から見ても、中小企業の育成のため時宜を得たものとして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議を賜りまして、委員会決定どおり御可決くださるようお願い申し上げ、

報告といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議百 議百一 議百二 議百三 議百四 議百五 議百六 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百十

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第九十七号福生市中小企業振興資金条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七議案第九十八号福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

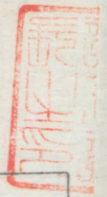
(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 指名により審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き本案の補足説明をいたします。

本案は従来あった条例を青少年活動のより効果的運用を図るため、各委員構成を主として改正しようとするものであります。委員中より各町会における地区委員会の関係はどうするか。条文整理に当たって他の条例は今後どうするか。あるいは知識経験者についてはどうか等の質疑があり、地区委員については他市町村において



は学校単位がほとんどで、当市は従来から各町会単位となっており比較的多かったが、今後の運営に当たっては三名程度の委員を代表として考えている。地区委員としてはその地域の活動を行い、市は活動しやすい環境をつくり指導する形になっている。改正条文中「出来る」をひらがなにした理由は、国における公用文の変更があり、今後は関係条例の改正があれば改正していく考えである。知識経験者としては、児童委員、社会教育委員、PTA会長あるいは婦人会や町会関係とか体育指導員等を含めて十六名程度にしたいと思う。又、青少年育成の面から考え、PTAの未組織学校について、あるいは各学校の卒業式あり方等について指摘があった後、本案につきまして採決いたしましたところ、全会一致で原案どおり可決と決定した次第であります。当委員会決定どおり可決されますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第九十八号については、討論を省略し委員
会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員
会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十八号福生
市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決
されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第八議案第九十九号福生市の緑を守り育てる条例を議
題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願い
いたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

御指名をいただきましたので報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

本案審査の冒頭、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。毎年
緑が失われ、都下二十六市の中で二番目に緑地が少ない市となっている現状であります。
残った緑を少しでも保全し、市民生活の好環境づくりを目的として提出された新設条
例で、委員から、第十条に規定される樹林地指定後の所有権移転についてはどうか、
樹林地等の指定基準はどうするのか等の質疑があり、これに対し、農耕地の場合に
小作権との問題もあり、所有者なり権利者の移転がある場合に届け出ていただくという
こと。この条例中罰則規定を設けることは所有権に対する行き過ぎの面も考えられ、
市としては九条という管理上の指導や助言、勧告すること、さらに指定期間の途中で
解除になった場合にはさかのぼって奨励金を返還していただくことになっている。なお指定

の基準としては固定資産台帳をもとにやりたい。なお屋敷内の樹木等は除いていき、たいと思う。又、この条例は申請主義で受け身の立場であり、今後研究する必要があるとの意見も出されております。引き続き採決の結果、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定したわけであります。

慎重御審議をいただきまして、委員会決定とおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号福生市の緑を守り育てる条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第九議案第四百号昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託しておりますので、順次委員長から報告を願います。

まず総務委員長 田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 指名により審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照。

引き続きまして議案第四百号一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。
当委員会に付託されました部分については、歳入の全般と歳出においては総務費、
の三百二十万円、土木費における住宅費七十三万九千円、それに二百八十六万六千円の教育費、
最後の予備費及び市債、以上の関係を審査したわけでありましたが、審査の運用上、
歳入と歳出に分けて行いました。

まず歳入における質疑の主な点といたしましては、防火貯水槽築造に関する基
地周辺整備法の九条から起債に変更となった点、あるいは九条の補助金についてというこ
とに対して、答弁としては、昨年二月に新法ができたことにより九条が新設され、いわばつ
かみ金といえるもので使途は決まっていた。八条は従来からある一般的補助であり、防
火貯水槽も含まれているが、九条関係で防火貯水槽工事を行うとなると今後の行政指
導面から考え良策とはいえない。又、本年度において消防ポンプ車を購入することに
なっているが、年度中ではいずれか一つしか認めない原則があるとか、防火貯水槽は八条の
補助対象にならている等のことから起債に変更したわけである。又、九条の補助は四十
九年度の初年度国の予算が五億円、当市に交付されたのが二千四百七十七万円、本年
度は国の予算が三十億円で六倍となっているが、このうちの一般分はともかく、特別分については

どのように配分されるのか現在のところ不明であるという答弁でした。次に今後の市財政
の見通しについてという質疑に対して、基地交付金、地方交付税、武蔵野幹線排水
路の立替分、あるいは市税、東口関係の先行取得分や都市整備基金関係等をあわ
せると約三億一千万円程度の収入が見込まれる反面、歳出においては今後東口開発関係
の一億三千万円をはじめ、衛生組合への交付税分と水道料の値上げ分あるいは人事院勤
告による人件費等を考えると二億五千万円程度の支出が必要となるが、現時点においては
若干の余裕があるものと見ているとのことです。老人用送迎用バス買いかえにつ
いてという質疑に対して、大体二百万円程度を予定し、赤十字関係の共同募金会から補
助金が出ることになっている。現在のものは四十五年に購入したもので消耗も激しく、走行
距離も約五万キロとなっている。下取りを十五万円とみているが最終的にどのくらいになる
かまだはつきりしない。社会福祉協議会で購入することになっているが、希望があれば種
持管理は市が行うことも考えているとの答弁でありました。以上が歳入関係であり
ます。

次に歳出においては、第一小学校のテレビ受像改善工事についてという質疑に対して、
この点については対象となっている三十二件分の百八十五万円が補正されているが、本件は